

# 市内75低圧受電施設における再生可能エネルギー100%電力の調達業務（単価契約）に関する簡易プロポーザル募集要綱

令和3年6月15日（※7月16日修正）

## 1. 募集の趣旨

本市では、公共施設を財産と捉え戦略的な施設経営を行うファシリテイマネジメント（以下「FM」という。）を推進し、公共施設の品質・財務・供給の質の向上を図っている。

市内48の高圧受電施設については、再生可能エネルギー100%電力の需給が令和3年4月から実現したところである。

一方、市内75の低圧受電施設についても本募集要綱により、再生可能エネルギー100%電力を需給するものである。

## 2. 事業名称

市内75低圧受電施設における再生可能エネルギー100%電力の調達業務

## 3. 応募条件

### 3-1（参加資格）

- （1）「電気事業法等の一部を改正する法律「平成26年6月11日成立」による改正後の電気事業法第2条の3の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けていること。
- （2）東京電力の単価を上回らず、かつ、提案金額の総額が税込3,000万円（年）以下となること。
- （3）官公庁に電力供給実績があること。

### 3-2（応募者の制限）

本募集要綱公表の日から提案書提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることができないものとする。

- （1）流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成3年4月1日制定）に基づく指名停止、又は流山市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年6月1日制定）に基づく指名除外を受けている者

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてか2年間を経過していない者、又は本事業の提案書提出日の前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者
- (5) 破産者で、復権を得ない者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申し立てた者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申し立てた者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- (9) 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (10) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

### 3-3（応募に関する留意事項）

#### (1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

#### (2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。本市は、提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。なお、応募者が事業者となった場合、その著作権は本市に帰属するものとする。

#### (3) 提出書類の変更禁止

いったん提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めたときは、この限りではない。

#### (4) 虚偽の記載の禁止

企画提案書に虚偽の記載をした場合は企画提案書を無効とする。

### 4. 電力に関する仕様

4-1 (対象施設) : 様式3「低圧施設一覧」のとおり

4-2 (電力に関する仕様)

(1) 供給電気方式、供給電圧、標準周波数、受電方式等

様式3「低圧施設一覧」のとおり

(2) 契約電力等及び予定使用電力量

様式3「低圧施設一覧」のとおり

(3) 電力構成

供給する電力が、再生可能エネルギー100%の電力であり、次のいずれかとする。また、応募者は対象施設へ安定した電力の供給が可能な一般小売電気事業者または、特定規模電気事業者とし、A及びBの混合は、可能なものとする。

A : 非化石証書(再エネ指定あり)を付けたFIT電力100%の電力

B : 非化石証書(再エネ指定あり)を付けた非FIT電力(再エネ由来)100%の電力

4-3 (契約期間)

令和4年6月検針日から令和5年6月検針日の前日までとする。

本契約終了の3か月前までに双方のいずれからも申し出のない場合は、本契約を1年間、自動更新するものとし、4回まで延長できることとする。

4-4 (電力量の検針方法)

事業者の提案による。

4-6 (支払方法)

月ごとの支払とし、年12回払いとする。

4-7 (契約方法及び積算方法)

(1) 契約方法

あらかじめ月額基本料金(単価)及び月別電気量料金(単価)を定め、各施設、月ごとに契約電力及び使用実績に応じて支払う単価契約とする。

※各施設における1か月の電気料金：（基本料金）＋（電力量料金）  
＝（契約電力に応じた料金）＋（使用量に応じて単価で支払う料金）  
ただし、常時供給、自家発補給電力及び予備電力（予備電源）において、まったく電気を使用しない月の基本料金の割引き、及び力率による割引き（割り増し）については、関東地域を管轄する旧一般電気事業者の定める特定規模需要の標準供給条件等をもとに流山市と供給者出別途協議の上、調整を図るものとする。

## （2）積算方法

### ア：全般

様式3「低圧施設一覧」に定めるシート「提案金額総額」「電力計算（従量A）」「電力計算（従量B）」「電力計算（従量C）」「電力計算（低圧）」を作成すること。なお、様式3「低圧施設一覧」に定める電気使用料及び請求金額の目安は令和元年度の実績をベースに記載しているもの。（一部、令和元年度実績が集まらなかったものは、参考値として他年度データを使用している。）

### イ：算定基準

- （Ⅰ）燃料費調整額・再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。また、力率は考慮しない。
- （Ⅱ）契約電力及び最大需要電力の単位はk wとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- （Ⅲ）電力使用量の単位はk w hとし、その端数は、小数点第一位で四捨五入する。
- （Ⅳ）料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- （Ⅴ）消費税及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- （Ⅵ）非化石証書の取得に要した費用は、従量料金単価に含めること。
- （Ⅶ）割引がある場合は、単価に含めること。

## 4－8（採点基準）

価格点 配点80点

4－7（2）に規定する算定方法により算出した年間総電気料金（様式「提案金額総額」）の金額とする。

電力供給実績施設数 配点15点

～10,000件：1点、～15,000件：2点、  
～20,000件：3点、～25,000件：4点、  
～30,000件：5点、～35,000件：6点、  
～40,000件：7点、～45,000件：8点、  
～50,000件：9点、～55,000件：10点、  
～60,000件：11点、～65,000件：12点、  
～70,000件：13点、～75,000件：14点、  
～75,001件以上：15点

インターネット上での請求金額および電気使用料閲覧：5点  
可能：5点、不可能：0点

#### 4-9（その他）

- (1) フリッカ発生機器等の電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関東地域を管轄する旧一般電気事業者に相当する者が定める特定規模需要の標準供給条件による。
- (3) 契約施設に供給される電力が再生可能エネルギー100%電力であることの確認できる資料を1年ごとに書面（様式自由）で提出すること。ただし、インターネット等を通じて上記データを抽出可能なサービスを行っている場合は、これに換えることができる。また、その他の電力情報の開示を求められた場合は、その情報を提供すること。
- (4) 契約期間内に施設の運営方法の変更や改修工事等が行われ、仕様電力量等が予定値と大幅にずれる場合がある。
- (5) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、流山市が指定する連絡先へ指示、報告ができるようにしておくこと。
- (6) 単価については、原則、公募時の提案単価により契約期間内（最大5年間）変動できないものとするが、契約を締結した後において、経済状況等の著しい変化等により契約単価が不相当となったときは、契約単価の見直しについて双方協議できる。ただし、東京電力エナジーパートナー株式会社が定める標準供給条件の変更の場合には、

上記標準条件に規定する単価の増減率及び増減額を考慮することとする。

- (7) 契約締結後に、当該契約に含める施設数の増減が発生する可能性がある。追加施設については、原則、契約施設の単価に合わせるものとする。
- (8) 契約対象施設について、今後、太陽光パネルの設置等により自家消費発電を行う可能性がある。この際には、電気供給事業者は、契約の見直しについて真摯に協議すること。
- (9) 契約施設の増築や減築、設備の更新等により、使用電力量が大幅に増減する可能性があるが、契約変更等は原則行わない。
- (10) この仕様書に定めのない事項については、関東地域を管轄する旧一般電気事業者の定める特定規模需要の標準供給条件等をもとに流山市と供給者出別途協議の上、調整を図るものとする。

## 5. 提案募集のスケジュール

### 5-1 (日程)

提案の募集及び選定は、次の日程(予定)で行います。

募集要綱の公表	令和3年6月15日
質問の受付	令和3年6月15日～7月9日
質問の回答	令和3年7月12日～7月16日
企画提案書の受付	令和3年7月19日～8月20日
審査	令和3年8月23日～8月27日
結果通知	令和3年8月30日～9月3日
準備・契約	令和3年9月～令和4年6月
契約期間(最大)	令和4年6月検針日～令和9年6月検針日

※契約期間については、後ろ倒しになる可能性がある。

### 5-2 (募集要綱に対する質問)

本要綱に関する質問は、次により行ってください。なお、質問は各社1回限りとします。

#### (1) 質問の方法

質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにした上で、任意様式により事務局に持参、郵送、又は電子メールにより提出してくだ

さい。郵送、電子メールの場合は、必ず事務局へ到着を確認してください。なお、電話、口頭による質問は受け付けません。

## (2) 質問の受付期間

令和3年6月15日～7月9日（午後5時必着）

持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（土日除く）

## (3) 質問の回答

回答は、令和3年7月16日までに、本市ホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行いません。なお、回答は本募集要綱と一体のものとして同等の効力を持つものとします。

## 5-3（企画提案書の提出）

仕様書における電力を需給可能な事業者については、指定書式による企画提案書を作成し、7月19日から8月20日（17時15分）までの期間中に事務局に郵送または、持参下さい。※郵送の場合は、8月20日必着。

**なお、企画提案書の提出にあたっては、様式3のExcelファイルの提出を必須とします。（提出方法は問いません）**

企画提案書は、A4版ファイルに綴じることとし、以下のものを記載し添付することとします。（正副1部）

(1) 提案者の会社概要（様式1）

(2) 総括表（様式2）

(3) 様式3「低圧施設一覧」におけるシート「提案金額総額」「電力計算（従量A）」「電力計算（従量B）」「電力計算（従量C）」「電力計算（低圧）」

なお、企画提案書の提出時に以下の書類を提出願います。

(ア) 印鑑証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの）

(イ) 商業登記簿謄本（受付日前3か月以内に発行されたもの）

(ウ) 納税証明書その3の3

(エ) 財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）

## 5-4（結果通知）

企画提案書の受領後、事務局において別に定める採点基準に反り、審査します。審査結果については、本市のホームページ及び文書により令和3年9月3日までに各事業者に通知します。審査結果、審査内容に係

る質疑については一切受け付けません。

## 6. 事務局

本提案募集に係る事務局は、次のとおりとします。

窓口：総務部 財産活用課 ファシリティマネジメント推進室

住所：〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

連絡先：04-7150-6069

[kanzai@city.nagareyama.chiba.jp](mailto:kanzai@city.nagareyama.chiba.jp)